

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第 5 条の 7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第 6 条 一般廃棄物の減量等に関する事項について調査、審議するため、法第 5 条の 7 の規定に基づき廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員の互選により、審議会に会長を置く。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。